

第 5 1 号議案

令和 6 年度志木市下水道事業利益剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年度志木市下水道事業利益剰余金の処分について議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度志木市下水道事業決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 7 月 1 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

令和 6 年度における志木市下水道事業利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、この案を提出するものである。